

周南市『総合事業訪問介護』 サービスコード表

令和元年10月1日～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			算定単位
		イ 訪問型 サービス費 (独自) (I)	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (II)	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (III)	
A2 1111	訪問型独自サービスI	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,172 1月につき
A2 1114	訪問型独自サービスI・同一	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,055	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,055 1月につき
A2 2111	訪問型独自サービスI日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	39 1月につき
A2 2114	訪問型独自サービスI日割・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	35	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	35 1月につき
A2 1211	訪問型独自サービスII	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,342 1月につき
A2 1214	訪問型独自サービスII・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,108	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,108 1月につき
A2 2211	訪問型独自サービスII日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	77 1月につき
A2 2214	訪問型独自サービスII日割・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	69	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69 1月につき
A2 1321	訪問型独自サービスIII	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,715 1月につき
A2 1324	訪問型独自サービスIII・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,344	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,344 1月につき
A2 2321	訪問型独自サービスIII日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	122 1月につき
A2 2324	訪問型独自サービスIII日割・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	110	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110 1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における 小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	予 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算I	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)	100 100単位加算
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算II	リ 生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 200単位加算
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	ス 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I)	137/1000 加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算II	ス 介護職員処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(II)	100/1000 加算
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算III	ス 介護職員処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算(III)	55/1000 加算
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算IV	ス 介護職員処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90%加算
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算V	ス 介護職員処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80%加算
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	63/1000 加算
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算II	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	42/1000 加算

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

令和元年10月1日から新設または変更されます。